

本件事故当時、埼玉県北部において、農業（深谷ねぎ、ブロッコリー及びキャベツ）を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と利害関係人株式会社A（以下「利害関係人」という。）及び被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

- 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 深谷ねぎ、ブロッコリー及びキャベツの生産に係る営業損害  
期間 自 平成23年3月11日  
至 平成24年1月31日

- 利害関係人と被申立人は、上記1の損害項目（同項所定の期間に限る。）について、利害関係人が被申立人に対して賠償請求しないことを相互に確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1の1所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金10,050,000円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人、利害関係人及び被申立人は、第1の1に掲げる損害項目（第1の期間に限る。その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、申立人及び利害関係人と被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人、利害関係人及び被申立人が記名押印の上、申立人及び被申立人が各1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月20日

（仲介委員 野田幸裕）